

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正

入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

1 目的

本方針は、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構会計規程」（以下「規程」という。）第 4 3 条第 2 項に規定する入札の不調等により中期計画等の達成が困難となる場合における緊急随意契約の対応方針を定めることを目的とする。

2 中期計画等の達成が困難となる場合とは

機構の中期計画等の達成の困難が想定される場合とは、計画に基づき必要な契約を締結するにあたり、入札が不落札となり、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構契約手続」（以下「契約手続」という。）第 9 条第 3 項の規定による随意契約の折衝においても契約に至らなかった場合や急きょ計画達成に必要な契約案件が生じた場合で、一般競争入札に付すことが日程的に不可能な場合をいう。

3 具体的対応法

上記 2 の機構業務達成が困難な場合に至った場合は、次の通り対応する。

- (1) 入札不調・不落随契が不調に終わった要因を応札者等から徴取し、それが予算によるものである場合は、必要に応じ規程第 1 5 条（予算の実施計画）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構会計手続第 1 4 条（予算実施計画の修正）の規定に基づく修正を行う等、直ちに必要な予算の措置を行う。
- (2) 聞き取りにより、入札・随意契約の折衝が不調に終わった要因が、仕様によるものであるときは、直ちに主管課において仕様の見直しを行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の整理のうえ、規程第 4 3 条第 2 項及び契約手続第 9 条第 1 項第 11 号、同別表 4 (1)の規定による随意契約による手続きを行う。

なお、本件、随意契約を締結した場合は、契約監視委員会に事後承認を求める。